

## 喜界町広報きかい及びホームページへの有料広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、喜界町（以下「町」という。）の自主財源の確保や生活情報の提供、町内・町外事業所の育成・振興を図るため、町が作成する印刷物・ホームページに掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱に関して、必要な事項を定めるものとする。但し、町長が認める者以外はその限りではない。

### (掲載の範囲・基準)

第2条 広告は、広告媒体としての品位を妨げないもの、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

2 広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (2) 政治性のあるもの
- (3) 宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 風俗営業取締法に定める風俗営業広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、喜界町広報きかい及びホームページに掲載することが好ましくないと、審査委員会が判断したもの

### (広告の掲載優先順位)

第3条 広告の掲載優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 第2順位 町内・町外の事業所で公共的性格を有するもの
- (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の事業所及び自営業で町内・町外「島出身者に限る」事業所を有するもの
- (4) 第4順位 第3号に掲げる町外「島出身者に限る」以外の事業所に有するもの
- (5) その他広告として掲載することが妥当であると広報、ホームページを担当する課の課長が認めるもの

### (広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告の規格、枠数、掲載号、掲載ページ、掲載箇所は広報、ホームページを担当する課の課長が指定するものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間等は、広報、ホームページを担当する課の課長が指定するものとする。

(広告の仕様及び掲載料)

第6条 掲載する広告の仕様及び料金については、次のとおりとする。

| 種類                | 規格   | 広告スペース               | 掲載期間                      | 掲載料     |
|-------------------|--|----------------------|---------------------------|---------|
| 広報紙               | 2色刷り                                       | 縦6.0cm×横18.2cm (=1段) | 1回<br>(最長3<br>回までと<br>する) | 6,000円  |
|                   |  | 縦6.0cm×横9.1cm (=半段)  |                           | 3,000円  |
|                   | カラー印刷                                      | 縦6.0cm×横18.2cm (=1段) |                           | 10,000円 |
|                   |  | 縦6.0cm×横9.1cm (=半段)  |                           | 5,000円  |
| ホームページ<br>(バナー広告) | 縦40～70ピクセル×横150ピクセル<br>(6KB以内のGIF又はJPEG形式) | 1ヶ月                  | 10,000円                   |         |
|                   |  | 3ヶ月                  | 25,000円                   |         |
|                   |  | 6ヶ月                  | 50,000円                   |         |
|                   |  | 1年間                  | 80,000円                   |         |

(掲載希望の募集)

第7条 広告掲載の募集は、広報紙上及びホームページ上において行う。

(掲載申込み方法)

第8条 広告主が広告掲載の申込みをするときは、次によるものとする。

- (1) 掲載希望月(毎月月末発行)の前月の20日(土曜日、日曜日及び祝日の場合は、休み明けの平日)までに、有料広告掲載申込書(別記様式1)及び広告原稿を広報、ホームページを担当する課に提出すること
- (2) 広告原稿は、電子データとする
- (3) ホームページ掲載用のバナー広告については、電子データとする

(掲載決定までの手順)

第9条 広告主が広告掲載の申し込みがあったときは、速やかにこの要綱に基づき審査委員会が審査し、広告主に対して広告決定通知書(別記様式2)を送付するものとする。掲載希望月に掲載できないときは、翌月号に回すなどの調整を行う。

(広告主に責任)

第10条 広告デザイン及び制作費については広告主が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとし、町は一切責任を負わないものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、広報きかい、ホームページを担当する課の指定する期日まで、一括前納するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、町の町政運営上支障があるとき又は町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第13条 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

2 広告掲載依頼者による掲載決定後の取り下げがあった場合は、納付された掲載料は還付しないものとする。

(審査機関)

第14条 有料広告掲載を適正に実施するため、審査委員会を設ける。

2 前項に定める委員会は、広報きかい、ホームページを担当する課の課長、補佐、係長で構成し、委員長は広報きかい、ホームページを担当する課の課長とする。

3 審査委員会は、次ぎに揚げるものについて審査する。

(1) この要領及び契約に関すること

(2) 広告主の範囲及び広告内容に関すること

(3) その他、広告掲載に関して疑義が生じた場合

(所管)

第15条 この要綱は、広報きかい、ホームページを担当する課が所管する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。